

「山都町事業継続支援給付金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、熊本県知事が令和3年1月14日に発令した熊本県独自の緊急事態宣言に伴う飲食店に対する時短営業の要請又は不要不急の外出・移動の自粛の要請による影響のため、売上げが特に減少した町内の事業者等に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える「山都町事業継続支援給付金」を給付します。

給付額 一律：10万円

給付対象者

給付金の給付の対象となる者は、本町内に店舗や事業所等を有し継続して事業活動を行っている事業者等であって、次のいずれかに該当するものとします。

- ① 国が行う持続化給付金の給付を受けた者
 - ② 熊本県が行う熊本県事業継続支援金の交付を受けた者
 - ③ 国が行う緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の給付を受けた者
 - ④ 熊本県が行う熊本県事業継続・再開支援一時金の交付を受けた者
- ※①、②については、熊本県時短等要請協力金の交付を受けた者でない者に限る

申請に必要なもの

- ① 山都町事業継続支援給付金給付申請書兼請求書（様式1号）
- ② 国持続化給付金の給付通知の写し、県継続支援金の交付決定通知の写し、国一時支援金の給付を受けた旨の通知又は県支援一時金の交付決定及び額の決定通知の写しのいずれか
- ③ 通帳の写し（表紙をめくった部分）

申請受付期間

令和3年10月29日（金）まで

申請方法

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、郵送を原則とします。

〒861-3592
熊本県上益城郡山都町浜町6番地
山都町役場山の都創造課 「山都町事業継続支援給付金」係 行

問い合わせ先

山都町役場 山の都創造課 TEL：0967-72-1158

【イメージ】

